

久留米小郡都市計画 地区計画の決定（小郡市決定）（案）

都市計画 大板井地区地区計画を次のように決定する

名称		大板井地区地区計画				
位置		小郡市大板井の一部				
面積		約 23.2ha				
地区計画の目標		<p>本地区は、本市の中央部に位置し、東西に国道500号線、南北には都市計画道路原田駅東福童線が通過している。国道500号線沿線は、文化会館、図書館、体育館、警察署等の公共施設及び診療所、青果市場、物流施設が位置した既成市街地となっており、甘木鉄道大板井駅が地区内に立地する交通利便性が高い地区である。</p> <p>また、本地区は小郡市都市計画マスタープランにおいて、交通利便性を活かした沿道施設等を誘導する地区及び計画的な基盤整備を推進し良好な住環境形成に努める地区と位置付けられており、これらを実現するため、都市基盤整備及び周辺環境との調和を図りながら、生活利便施設及び住宅地を誘導することを目標とする。</p>				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用方針	<p>国道 500 号線の既成市街地については、既存施設の維持・充実を図るとともに、良好な住環境形成を図る土地利用方針を定める。</p> <p>また、南北の都市計画道路原田駅東福童線近接地の新市街地については、幹線道路を活かした利便施設の誘導及び自然環境と調和したゆとりある良好な住環境形成を図る土地利用方針を定める。</p> <p><新市街地></p> <p>【A地区】 住宅及び店舗・飲食店等の利便施設及び自動車販売店等を誘導する地区とする。</p> <p>【B-1地区】 住宅及び店舗・飲食店等の利便施設を誘導する地区とする。</p> <p>【B-2地区】 良好な住環境を形成する住宅の誘導及び周辺住民の利便性向上を図る生活利便施設を誘導する地区とする。</p> <p><既成市街地></p> <p>【C地区】 幹線道路沿いの既存施設の維持・充実を図るとともに、既存集落の良好な住環境形成を図る地区とする。</p> <p>【D地区】 既存集落の維持及び幹線道路沿いの既存物流施設の維持・充実を図る地区とする。</p>				
	地区施設の整備方針	<p>接道不良や狭隘道路を解消するため、土地利用と一体的な新設道路整備を図る。既存の狭隘道路については、『小郡市における農地転用および建築行為に係る後退道路用地に関する整備要綱』に準じて、道路の拡幅整備を図る。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途、高さ、意匠、壁面の位置等の制限を行い、ゆとりある居住環境及び良好な景観形成を図る。</p> <p>また、敷地の細分化とそれに伴う建築物の建てづまりを防止するため、建築物の最低限度を定める。</p> <p><新市街地>【A地区・B-1地区・B-2地区】</p> <p>幹線道路沿いの店舗・飲食店等の利便施設については、意匠、壁面の位置等の制限を行い、周辺環境との調和を図る。新たな住宅開発については、最低敷地制限を行うことで良好な住環境の形成を図る。</p> <p><既成市街地>【C地区・D地区】</p> <p>既存施設及び住宅の意匠、壁面等の制限を行い、周辺環境との調和及び良好な住環境形成を図る。</p> <p>地区内の小郡市景観計画の景観形成重点地区については、更なる良好な景観誘導を図る。</p>				
	地区施設の配置及び規模	<p>地区施設の名称、規模</p> <p>区画道路</p> <p>幅員 4m 1号道路 延長 約 80m、2号道路 延長 約 240m、3号道路 延長 約 240m</p> <p>幅員 6m 4号道路 延長 約 50m、5号道路 延長 約 240m、6号道路 延長 約 750m</p>				
地区整備計画	地区の区分	A 地区	B-1 地区	B-2 地区	C 地区	D 地区
	地区の面積	約 1.2ha	約 1.0ha	約 6.3ha	約 12.9ha	約 1.8ha

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	各地区に建築できる建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。				
			<p>1 住宅、共同住宅</p> <p>2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>3 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>4 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>5 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設は除く。）</p> <p>7 診療所</p> <p>8 調剤薬局</p> <p>9 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>10 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130</p>	<p>1 住宅、共同住宅</p> <p>2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>3 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>4 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>5 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設は除く。）</p> <p>7 診療所</p> <p>8 調剤薬局</p> <p>9 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設</p>	<p>1 住宅、共同住宅</p> <p>2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>3 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>4 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条5の2で定めるもの</p> <p>5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>6 診療所</p> <p>7 調剤薬局</p> <p>8 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設</p>	<p>1 住宅、共同住宅</p> <p>2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>3 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>4 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>5 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設は除く。）</p> <p>7 診療所</p> <p>8 調剤薬局</p> <p>9 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設</p> <p>10 介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社</p>	<p>1 住宅、共同住宅</p> <p>2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>3 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>4 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>5 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設は除く。）</p> <p>7 診療所</p> <p>8 調剤薬局</p> <p>9 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	<p>条の4各号で定める公益上必要な建築物</p> <p>11 自動車修理工場</p> <p>12 自動車車庫（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>13 倉庫（3,000㎡以下）（倉庫業を営む倉庫は除く。）</p> <p>14 集会場、葬儀場</p> <p>15 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>号）第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設</p> <p>10 介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。）</p> <p>11 保育所（1,500㎡以内）</p> <p>12 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>13 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>14 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>15 集会場、葬儀場</p> <p>16 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの</p> <p>17 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>18 倉庫（3,000㎡以下）（倉庫業を営む倉庫は除く。）</p> <p>19 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>用に供する施設</p> <p>9 介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。）</p> <p>10 保育所（1,500㎡以内）</p> <p>11 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>13 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>14 倉庫（3,000㎡以下）（倉庫業を営む倉庫は除く。）</p> <p>15 前各号の建築物に付属するもの（政令第130条の5各号で定めるものを除く。）</p>	<p>会福祉事業の用に供せられるものを除く。）</p> <p>11 保育所（1,500㎡以内）</p> <p>12 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>13 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>14 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>15 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4各号で定める公益上必要な建築物</p> <p>16 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの</p> <p>17 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>18 倉庫（3,000㎡以下）（倉庫業を営む倉庫は除く。）</p> <p>19 卸売市場（建築基準法第51条ただし書きに規定する許可を受けたものに限る。）</p> <p>20 図書館、集会場</p> <p>21 前各号の建築物に付属するもの</p>	<p>用に供する施設</p> <p>10 介護老人保健施設（社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業の用に供せられるものを除く。）</p> <p>11 保育所（1,500㎡以内）</p> <p>12 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>13 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>14 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>15 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4各号で定める公益上必要な建築物</p> <p>16 自動車修理工場</p> <p>17 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>18 倉庫</p> <p>19 前各号の建築物に付属するもの</p>

地 区 整 備 計 画	容積率の 最高限度	200%		
	建蔽率の 最高限度	60%		
	建築物の高さ の最高限度	—	12m	—
	建築物の敷地 面積の最低限度	—	200㎡	—
	壁面位置 の制限	<p>建築の外壁又はこれらに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は、2m以上とする。</p> <p>ただし、住宅及び住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものについては、建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。</p>		
	壁面後退区 域における 工作物等の 設置の制限	<p>壁面後退区域には工作物等を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通標識等公益上必要なもの 2 自己の店名を表示した屋外広告物、誘導サイン 3 路線バス停留所の上屋 4 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 		
	建築物等の 形態及び 意匠の制限	<p>建築物及び屋外広告物等の形態及び意匠は、以下のとおり周辺環境と調和したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、外壁の色彩は彩度 4.0 以下とし、屋根の色彩は有彩色の場合彩度 4.0 以下、明度 7.5 以下、無彩色の場合明度 7.5 以下とする。ただし、自然石や土・木材等地域固有の自然素材や伝統的素材が使用されている場合はこの限りではない。 2 屋外広告物は自己の用に供するもの以外は掲出ししないこと。なお、自己の用に供するものは次の各号に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋上利用広告物は設置又は表示しないこと。 (2) 一敷地における床面積 500㎡未満の建築物については、壁面表示面積の合計は 50㎡以下とし、床面積 500㎡以上 3,000㎡未満の建築物については、100㎡以下とする。 (3) 壁面利用広告物は、表示する建築物の壁面の垂直投影面積の 1/5 以下かつ 50㎡以下とし、表示面積の 1/3 を超えて彩度 4.0 を超える色彩を使用する場合は 1/5 以下かつ 25㎡以下とする。ただし、表示する建築物の壁面の垂直投影面積が 500㎡を超えるものについては、垂直投影面積の 1/10 以下とし、彩度 4.0 を超える色彩を使用する場合は表示面積の 1/3 以下とする。 (4) 地上に設置する広告物は、高さ 10m以下(広告板は 5m 以下とする。)、表示面積は 1 面 10㎡以下とする。ただし、表示面積の 1/3 を超えて、彩度 4.0 を超える色彩を使用する場合は 5㎡以下とする。 (5) 地色については、周辺環境や建築物等と類似・調和するものとする。 (6) 電光表示装置を用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないこととする。 (7) 屋根のみの建築物(キャノピー等)において、表示面積が 5㎡以内のものについては上記(3)の限りでない。 		
垣又は 柵の構造	<p>道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、周辺環境に配慮する防音壁等は除く。</p>			
土地の利用に 関する事項	<p>延べ床面積が 500㎡を超えるものについては、敷地面積に対して 3%以上の緑地化をすること。</p>			

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画表示のとおり」

理 由 別紙のとおり

理 由 書 (案)

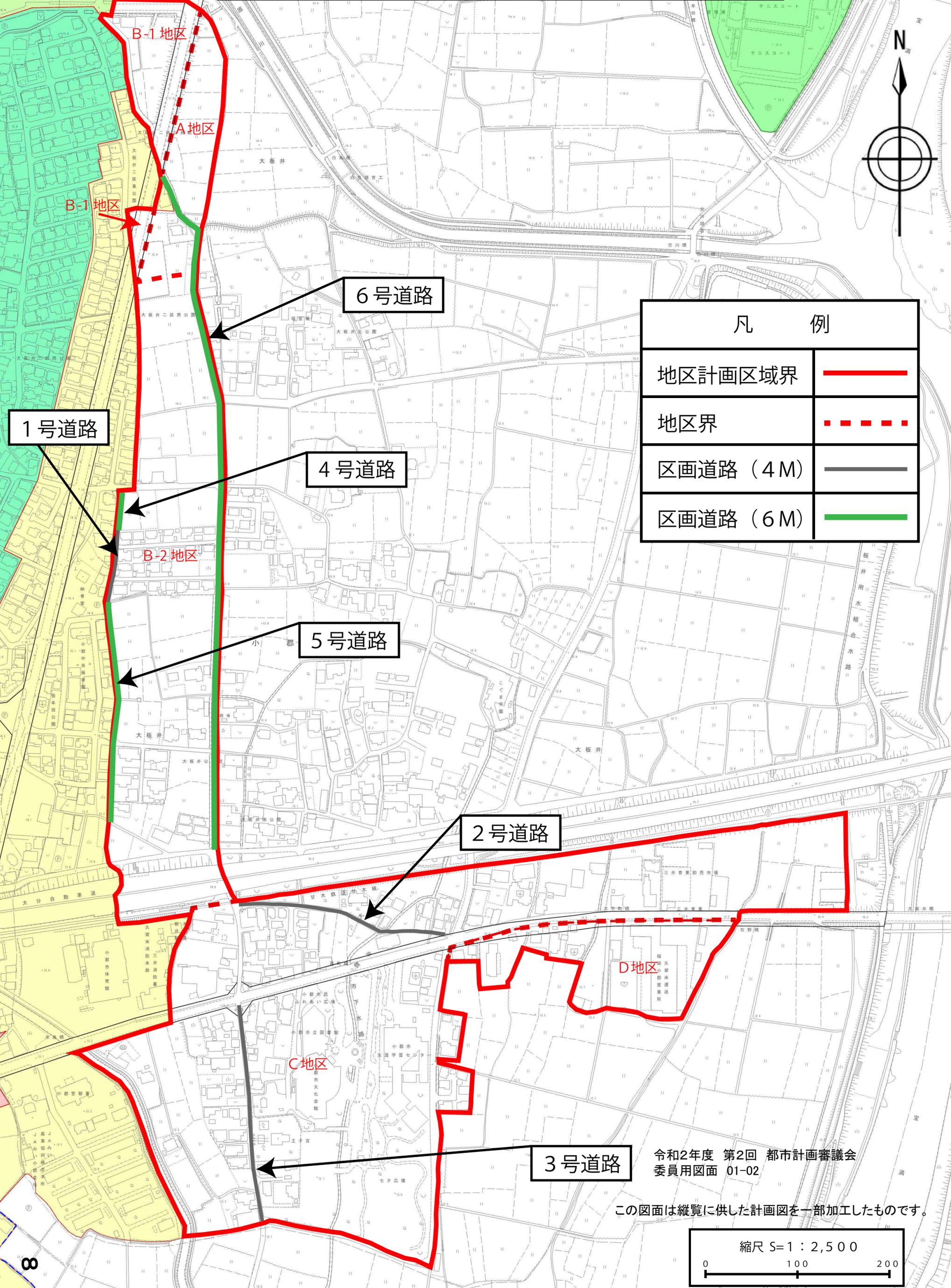
本地区は本市の中央部に位置し、本市の幹線道路である国道500号、都市計画道路原田駅東福童線に近接する地区であり、甘木鉄道大板井駅が位置する交通利便性が高い地区である。

地区内には、文化会館、図書館、体育館、警察署等の公共施設及び診療所、青果市場、物流施設が立地している。

また、小郡市都市計画マスタープランにおいて、交通利便性を活かした沿道施設等を誘導する地区及び計画的な基盤整備を推進し良好な住環境形成に努める地区と位置付けられている。

これらを実現するため、道路などの都市基盤整備及び周辺環境との調和を図りながら、生活利便施設及び住宅地を誘導することを目的とし、本案のとおり地区計画の決定を行うものである。

久留米小郡都市計画 大板井地区地区計画計画図



凡 例	
地区計画区域界	
地区界	
区画道路 (4 M)	
区画道路 (6 M)	

1号道路

6号道路

4号道路

5号道路

2号道路

3号道路

B-1地区

A地区

B-1地区

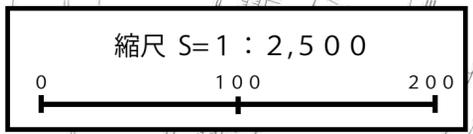
B-2地区

C地区

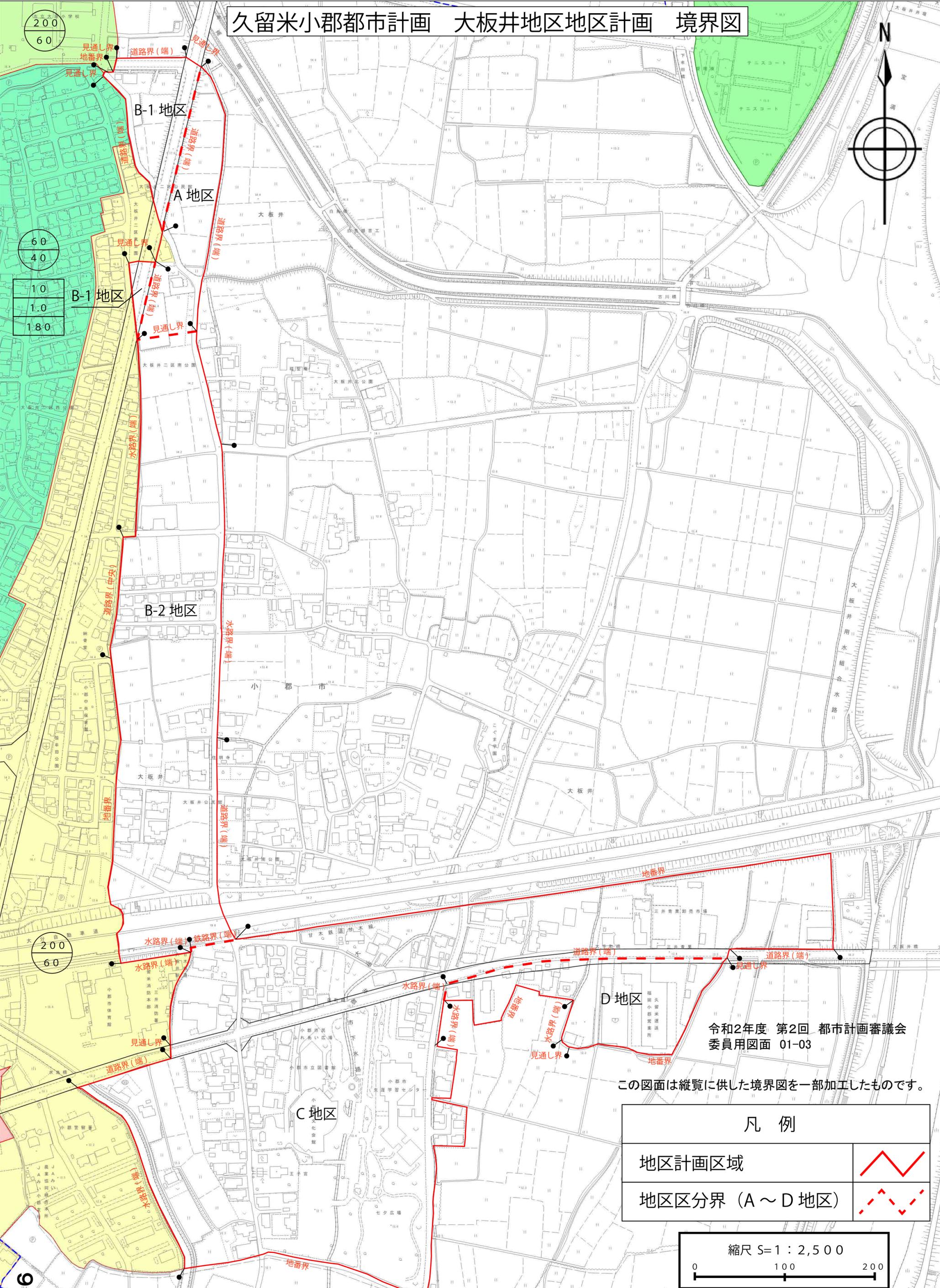
D地区

令和2年度 第2回 都市計画審議会
委員用図面 01-02

この図面は縦覧に供した計画図を一部加工したものです。



久留米小郡都市計画 大板井地区地区計画 境界図



200
60

60
40

1.0
1.0
1.8.0

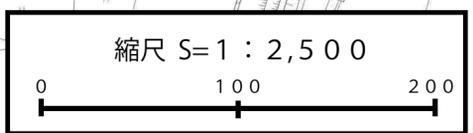
200
60

6

令和2年度 第2回 都市計画審議会
委員用図面 01-03

この図面は縦覧に供した境界図を一部加工したものです。

凡例	
地区計画区域	
地区区分界 (A ~ D 地区)	



久留米小郡都市計画 大板井地区地区計画の決定 航空写真



久留米小郡都市計画 大板井地区 地区計画の決定

(小郡市決定) の経緯と概要

事 項	時 期	備 考
県都市計画課下協議	令和2年7月	
市条例縦覧・意見書	令和2年8月5日～8月18日	広報掲載 縦覧者 9名 意見書 1名
公聴会	令和2年9月4日(中止)	公述申出 0名
事前協議申出	令和2年9月16日	
都市計画の案の縦覧・意見書	令和2年12月9日～12月22日	HP・広報掲載 縦覧者1名 意見書0名
小郡市都市計画審議会	令和3年2月2日	
法定協議申出	令和3年2月予定	
決定告示	令和3年4月予定	